

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：資金決済に関する法律、金融商品の販売等に関する法律、
犯罪による収益の移転防止に関する法律

規制の名称：仮想通貨交換業者等を巡る課題への対応に向けた規制導入

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：代替案

担当部局：金融庁企画市場局市場課、信用制度参事官室、総務課、調査室

評価実施時期：平成31年3月14日

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

顧客の仮想通貨（暗号資産）を管理し、顧客の指図に基づき顧客が指定する先に仮想通貨を移転させる業務（仮想通貨カストディ業務）について、当該業務を行う事業者に対する届出制を導入し、当局への情報提供に係る措置を規定するとともに、報告徴取・検査、業務改善命令、業務停止命令等の所要の監督規定を設けるものであるが、当該規制はあくまで顧客に財産的被害を生じさせ得る不適正な取引に一定の規律を設けるものであるため。

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

仮想通貨交換業者における仮想通貨の流出リスク等への対応について、地理的範囲の制限はないため。

問３：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

既存事業者と新規参入者に課す規制は同一であるため。

（２）事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 仮想通貨交換業者等に対して、仮想通貨の流出リスク等への対応、業務の適正な遂行の確保を求めるものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するものではないため。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 仮想通貨交換業者等に対して、仮想通貨の流出リスク等への対応、業務の適正な遂行の確保を求めるものであり、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するものではないため。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 過去に行政処分を受けた仮想通貨交換業者等に対して、投機的取引を助長する広告・勧誘を禁止する等の措置を講じるものであるが、当該規制はあくまで顧客に財産的被害を生じさせ得る不適正な取引に一定の規律を設けるものであるため。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 仮想通貨交換業者等に対して、仮想通貨の流出リスク等への対応、業務の適正な遂行の確保を求めるものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものではないため。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 仮想通貨交換業者等に対して、仮想通貨の流出リスク等への対応、業務の適正な遂行

の確保を求めるものであり、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではないため。

結論

上記（１）～（４）を踏まえると、本規則は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記（１）～（４）を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する（本案は「４ 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「６ 代替案との比較」の欄）。